

基本構想

- 1 基本構想の目的
- 2 将来都市像
- 3 まちづくりの基本理念
- 4 基本目標
- 5 人口の将来展望
- 6 土地利用の考え方

■ 基本構想

1 基本構想の目的

基本構想は、平成 29 年度（2017 年度）から平成 36 年度（2024 年度）までの 8 年間における本市のまちづくりの基本的な方向（将来都市像、将来人口、基本理念）と、その実現に向けた基本目標を示すものです。

2 将来都市像

第 2 次太田市総合計画では、新生太田総合計画において取り組んできた「市民の誰もがお互いを思いやり、いきいきと元気に暮らせる社会」、「循環型社会や緑豊かで美しい生活空間の形成」を引き続き目指し、まちづくりを進めます。

我が国が直面する少子高齢化や人口減少問題は、本市も例外ではなく、現在急速に進行しつつある少子化は、やがて生産人口の減少と高齢者人口の増加により人口構成の歪みを生じます。



こうした中にあっても、本市が未来への輝きを失わないために、太田の都市個性をより一層明確にし、多くの市民が「住み続けたいまち」と感じ、また多くの人が「訪れたい、住みたいまち」と感じるよう「まち」の魅力を高めるとともに、市民が誇りを持てる「まちとしての品格」を高めていく必要があります。

そこで、わたしたちは、8 年間の計画期間において目指す都市像として、次のとおり定めます。

将来都市像

「人と自然にやさしく、品格のあるまち太田」

人にやさしく

安心して子どもを育てることができ、高齢者はもとより全ての市民がお互いを思いやり、いきいきと健康に暮らせるまちづくりを目指します。

自然にやさしく

金山に代表される本市の豊かな自然を次世代に伝えることができるよう、循環型社会の構築や豊かな自然と美しい生活空間を大切にするまちづくりを目指します。

品格のあるまち

まちの個性である歴史や伝統、文化を大切に守り、磨き、まちの品格を高めるとともに、市民が愛着と誇りを持てるまちづくりを目指します。

3 まちづくりの基本理念

将来都市像の実現に向けて、次の6つの基本理念を定めます。

(Ⅰ) 教育文化の向上

人口減少社会であっても、魅力と活力にあふれる地域づくりを行うためには、生きる力と豊かな心を持つ「人づくり」が重要です。

子どもたちに対して変化の激しい社会をたくましく拓く確かな学力と豊かな心を持つ人材を育む教育が行われるとともに、年齢を問わず市民の誰もが自主的に学び交流する学習やスポーツの機会があり、文化が育まれるまちをつくります。

(Ⅱ) 福祉健康の増進

人口減少と高齢者数の増加による人口構成の変化が見込まれる中、市民の健康と福祉の向上のために、自立の支援、予防対策及び地域密着を基本とする地域が一体となった支え合い助け合うまちづくりが重要となります。

すべての市民が健やかに生活することができ、また、安心して子どもを産み育てられるまちをつくります。

(Ⅲ) 生活環境の整備

市民が住み続けたいと思うまちづくりを進めていくためには、すべての人にやさしい快適な生活環境の整備を推進する必要があります。

環境負荷の低減など、環境にやさしい循環型のまちづくりを推進するとともに、防災対策や消防体制、交通安全対策などを充実させることで、安全・安心な市民生活が確保されるまちをつくります。

(IV) 産業経済の振興

活力のあるまちづくりの基礎として、工業・商業・農業といった各種産業の振興を通じた雇用の創出と地域経済の活性化が必要です。

活力ある産業を育てるとともに、企業誘致や起業促進を図ることで多くの人々にとって働く場があり、また、商店街の活性化や地域観光資源を生かした交流人口拡大を図ることでにぎわいに満ちたまちをつくります。

(V) 都市基盤の整備

市民が愛着を持ち、住みやすいとすることができる生活基盤の整備を推進するとともに、産業の発展を支える機能的な役割も踏まえた都市基盤の整備を推進する必要があります。

住環境や道路整備などの都市基盤の充実により、誰もが快適に暮らせるまちをつくります。

(VI) 健全な行政運営の推進

少子高齢化・人口減少社会を迎え、今後、ますます厳しい財政状況や社会の変化が見込まれます。

こうした中、本市の明るい未来を創造していくため、市民と行政が協働してまちづくりを実践するまち、効率的・効果的な行財政改革の推進により健全な行政運営を持続できるまちをつくります。

4 基本目標

本市が目指すべきまちの方向性を6つの基本理念としました。この基本理念を実現するため15の基本目標を掲げ、それぞれの基本目標を達成するために基本施策を設定し、総合的にまちづくりを進めていきます。

(I) 教育文化の向上

基本目標 ① 教育が充実し青少年が健やかに育つまちづくり

- 基本施策 1 義務教育の推進
- 基本施策 2 高校教育の充実
- 基本施策 3 青少年の健全育成

基本目標 ② 生涯にわたってスポーツに親しみ楽しめるまちづくり

- 基本施策 4 スポーツの振興

基本目標 ③ 豊かな心と文化を育むまちづくり

- 基本施策 5 生涯学習の推進
- 基本施策 6 芸術文化の推進
- 基本施策 7 文化財の保護活用

(II) 福祉健康の増進

基本目標 ④ みんなで支える福祉のまちづくり

- 基本施策 8 介護・高齢者福祉の推進
- 基本施策 9 障がい者福祉の推進
- 基本施策 10 地域福祉の推進

基本目標 ⑤ 安心して子育てができるまちづくり

- 基本施策 11 子ども・子育て支援の充実

基本目標 ⑥ 健康で元気に暮らせるまちづくり

- 基本施策 12 健康の増進
- 基本施策 13 医療・保険制度の充実

(Ⅲ) 生活環境の整備

基本目標 ⑦ 災害に強いまちづくり

- | | |
|---------|--------------|
| 基本施策 14 | 防災対策の推進 |
| 基本施策 15 | 消防・救急体制の充実強化 |
| 基本施策 16 | 安全な居住環境の推進 |

基本目標 ⑧ 日常生活の安全を向上させるまちづくり

- | | |
|---------|-----------|
| 基本施策 17 | 防犯体制の強化 |
| 基本施策 18 | 消費生活の安定 |
| 基本施策 19 | 交通安全対策の推進 |

基本目標 ⑨ 良好な環境を保全し向上させるまちづくり

- | | |
|---------|----------|
| 基本施策 20 | 環境政策の推進 |
| 基本施策 21 | 生活環境の保全 |
| 基本施策 22 | 廃棄物の適正処理 |

(Ⅳ) 産業経済の振興

基本目標 ⑩ 活力ある産業とにぎわいのあるまちづくり

- | | |
|---------|---------------------|
| 基本施策 23 | 工業基盤の整備と産業支援 |
| 基本施策 24 | 商業基盤の整備とにぎわいの創出 |
| 基本施策 25 | 農業生産基盤の整備と農業経営基盤の強化 |
| 基本施策 26 | 観光事業の推進と交流人口の増加 |

(V) 都市基盤の整備

基本目標 ⑪ 安全で便利な道路や交通機関のあるまちづくり

基本施策 27 道路網の整備

基本施策 28 交通体系の整備

基本目標 ⑫ 良好な都市空間と住空間を創出するまちづくり

基本施策 29 土地利用計画の策定・推進

基本施策 30 景観の保全

基本施策 31 公園・緑地の整備

基本施策 32 市街地の整備

基本施策 33 住環境の整備

基本施策 34 雨水排水路・下水道の整備

(VI) 健全な行政運営の推進

基本目標 ⑬ 市民が主体のまちづくり

基本施策 35 地区住民活動の推進

基本施策 36 広報広聴体制の充実

基本目標 ⑭ 市民が個性と能力を発揮できるまちづくり

基本施策 37 国内外交流の推進

基本施策 38 互いを認め合い人権を尊重する社会の実現

基本目標 ⑮ 効率的で健全な行財政運営を目指すまちづくり

基本施策 39 効率的で健全な行政経営の推進

序論

基本構想

行動計画

附属資料

■ 計画の体系

第2次太田市総合計画

基本構想

将来都市像

「人と自然にやさしく、品格のあるまち太田」

基本理念

- | | |
|-------------|---------------|
| I 教育文化の向上 | IV 産業経済の振興 |
| II 福祉健康の増進 | V 都市基盤の整備 |
| III 生活環境の整備 | VI 健全な行政運営の推進 |

基本目標

- ① 教育が充実し青少年が健やかに育つまちづくり
- ② 生涯にわたってスポーツに親しみ楽しめるまちづくり
- ③ 豊かな心と文化を育むまちづくり
- ④ みんなで支える福祉のまちづくり
- ⑤ 安心して子育てができるまちづくり
- ⑥ 健康で元気に暮らせるまちづくり
- ⑦ 災害に強いまちづくり
- ⑧ 日常生活の安全を向上させるまちづくり
- ⑨ 良好な環境を保全し向上させるまちづくり
- ⑩ 活力ある産業とにぎわいのあるまちづくり
- ⑪ 安全で便利な道路や交通機関のあるまちづくり
- ⑫ 良好な都市空間と住空間を創出するまちづくり
- ⑬ 市民が主体のまちづくり
- ⑭ 市民が個性と能力を発揮できるまちづくり
- ⑮ 効率的で健全な行財政運営を目指すまちづくり

行動計画

分野別施策

基本目標	基本施策
教育が充実し青少年が健やかに育つまちづくり	1 義務教育の推進 2 高校教育の充実 3 青少年の健全育成
生涯にわたってスポーツに親しみ楽しめるまちづくり	4 スポーツの振興
豊かな心と文化を育むまちづくり	5 生涯学習の推進 6 芸術文化の推進 7 文化財の保護活用
みんなで支える福祉のまちづくり	8 介護・高齢者福祉の推進 9 障がい者福祉の推進 10 地域福祉の推進
安心して子育てができるまちづくり	11 子ども・子育て支援の充実
健康で元気に暮らせるまちづくり	12 健康の増進 13 医療・保険制度の充実
災害に強いまちづくり	14 防災対策の推進 15 消防・救急体制の充実強化 16 安全な居住環境の推進
日常生活の安全を向上させるまちづくり	17 防犯体制の強化 18 消費生活の安定 19 交通安全対策の推進
良好な環境を保全し向上させるまちづくり	20 環境政策の推進 21 生活環境の保全 22 廃棄物の適正処理
活力ある産業とにぎわいのあるまちづくり	23 工業基盤の整備と産業支援 24 商業基盤の整備とにぎわいの創出 25 農業生産基盤の整備と農業経営基盤の強化 26 観光事業の推進と交流人口の増加
安全で便利な道路や交通機関のあるまちづくり	27 道路網の整備 28 交通体系の整備
良好な都市空間と住空間を創出するまちづくり	29 土地利用計画の策定・推進 30 景観の保全 31 公園・緑地の整備 32 市街地の整備 33 住環境の整備 34 雨水排水路・下水道の整備
市民が主体のまちづくり	35 地区住民活動の推進 36 広報広聴体制の充実
市民が個性と能力を發揮できるまちづくり	37 国内外交流の推進 38 互いを認め合い人権を尊重する社会の実現
効率的で健全な行財政運営を目指すまちづくり	39 効率的で健全な行政経営の推進

5 人口の将来展望

新生太田総合計画では平成 25 年（2013 年）を人口のピークと予測し、その数を 216,300 人としていましたが、平成 28 年 3 月 31 日時点での太田市人口は約 223,000 人となり、予測を上回る推移をしました。しかし、日本全体が少子高齢化などを背景とした人口減少社会へ転じていく中で、太田市においてもこれまでのような右肩上がりの人口増加は望めません。国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の市区町村別将来推計人口（平成 20 年 12 月推計）」を基に、本市の人口動向を分析し目指すべき将来の方向性を提示するため策定した「太田市人口ビジョン」では、目標年次である 2040 年に 20 万人を確保することを目標としています。そこで、本計画では、計画の最終年である平成 36 年（2024 年）での太田市人口ビジョンにおける本市の総人口 213,400 人を人口の将来展望とします。

第 2 次太田市総合計画では、人口の減少抑制のための各種取り組みを織り込むとともに、今後の人口減少見込みを踏まえた総合的なまちづくりを推進するものとします。

太田市人口ビジョンの概要

【現状のまま推移すると】

平成 52 年（2040 年）に 19.4 万人に減少

※国立社会保障・人口問題研究所の人口推計値

【目指すべき将来】

平成 52 年（2040 年）に人口 20 万人を維持

① 合計特殊出生率向上による人口の維持

1.54（平成 26 年（2014 年）） ⇒ 1.80（平成 52 年（2040 年））

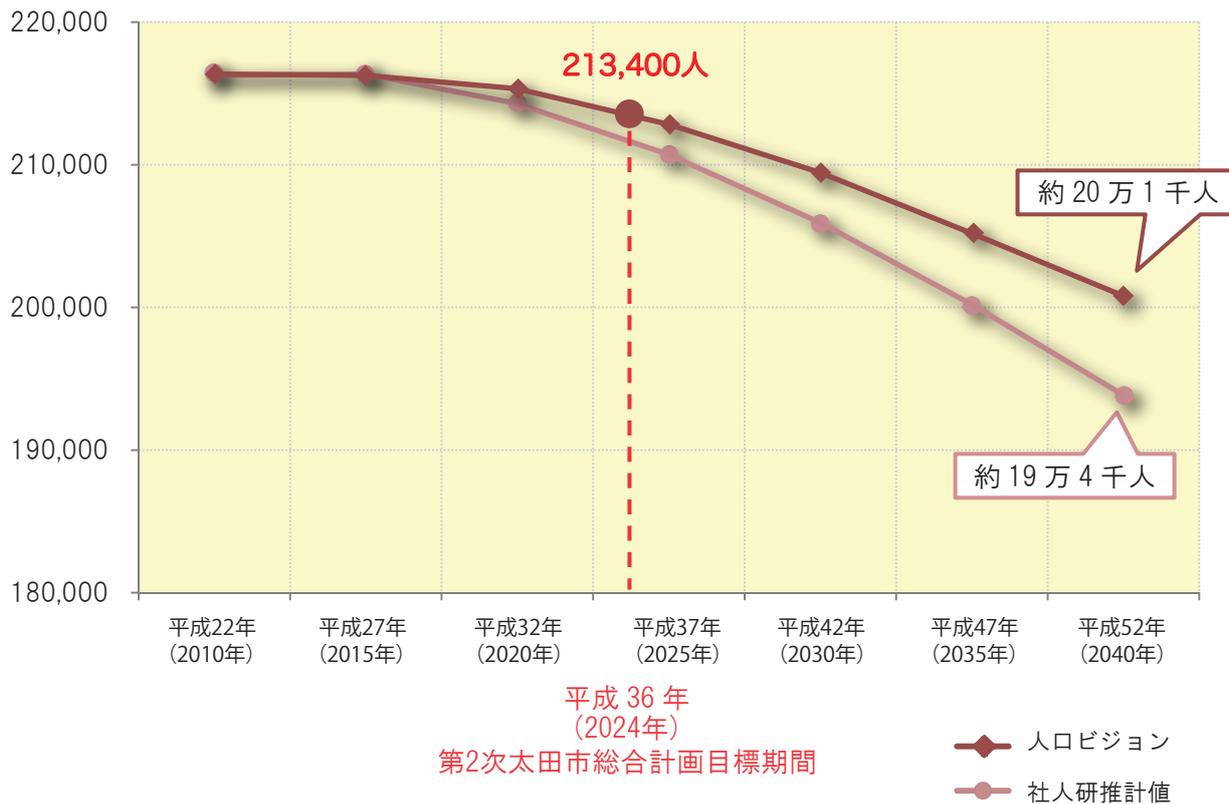
② 生産年齢人口・年少人口の転入増加

国立社会保障・人口問題研究所の推計値より 100 人/年増加

平成 36 年 (2024 年)
将来目標人口

213,400 人

本市の人口の将来展望



6 土地利用の考え方

本市は、多様な特性を備えた地域によって構成されています。これまで進めてきた自然や歴史と生活文化とが共存する都市を引き続き維持するため、各地域の特性を活かしながら、活力ある産業の振興や快適な生活環境の確保が図られるような土地利用に努めます。

無秩序な市街地の進展を防ぎ、適切な土地利用の誘導を図るため、本市のまちづくりの基本となる土地利用の考え方を、次のように定めます。

土地利用の基本方針

土地は、市民が生活したり生産活動を行ったりするうえで基盤となるものですが、限りある資産でもあります。将来都市像の実現に向け、金山に代表される自然環境やこれまでの都市基盤の整備状況、産業の集積、土地利用の状況等を総合的に考慮し、社会経済情勢の変化に的確に対応した土地利用を総合的かつ計画的に行っていく必要があります。本市は北関東随一の工業都市であるとともに、県内でも有数の農業産出額を誇っています。こうした本市の地域特性を活かし、また、さらなる発展につながるよう都市機能の集積と適正な居住の誘導を行うとともに農地を効果的に配置するなど、都市的機能と自然環境とが調和する土地利用を目指します。

日本の人口が減少に転じる中、将来的には土地需要の減衰が見込まれます。都市が持続的に発展していくためには、地域の拠点となる集約型都市構造（コンパクトシティ）を適正に形成するなど土地を有効に利用するとともに、各拠点を結ぶ交通ネットワークの整備充実による多極ネットワーク型コンパクトシティを形成していくことが求められます。本市においても、こうした取り組みを推進するとともに、定住人口の増加に繋がる魅力的な土地利用を図ります。

各地域の基本方向

本市における自然環境や歴史的・文化的な条件を考慮し4つの地域を設定します。

地域名	構成地区
東部地域	太田、九合、沢野、葦川、休泊の5つの地区
西部地域	鳥之郷、宝泉、木崎、生品、綿打、尾島、世良田の7つの地区
北西部地域	藪塚東部、藪塚西部の2つの地区
北東部地域	強戸、毛里田の2つの地区



■基本構想

(1) 東部地域

地域の現状

- 中心部については、市街地の空洞化による衰退傾向が見られます。一方で、周辺部については、集落や農地の混在した土地利用が見られます。
- 東武鉄道や北関東自動車道、国道などの交通網により本市における広域交通の要衝地となっています。
- 地域北部には、金山や大光院といった豊かな自然や貴重な文化・歴史資産があります。

地域の整備方針

- 中心部においては、多様な都市機能の集積など土地の高度利用を促進し、にぎわいと活力に満ちた都市軸を形成するとともに、定住人口の回復を図ります。
- 周辺部においては、計画的な土地利用の規制・誘導による良好な住環境整備に努めるとともに、農地の集約化を促進するなど、計画的な土地利用を通じて優良農地の確保に努めます。
- 金山や大光院は、自然と歴史が調和した本市のシンボルとして、将来に向けて継承していきます。

(2) 西部地域

地域の現状

- 豊かな田園地帯が広がる中で、交通の利便性を活かした大規模工業団地やその周辺に住宅地、小規模店舗の立地が見られます。
- 多くの歴史的遺産や樹林地、利根川をはじめとした河川緑地など歴史と自然が調和した原風景が残されています。
- 警察署や消防署などの官公庁施設や関東学園大学及び市立太田高校などの教育・研究施設、救急医療拠点となる太田記念病院など、地域の拠点となり得る施設を多数有しています。

地域の整備方針

- 良好な自然環境に配慮しながら工業団地の整備や企業誘致を進め、自然や歴史的資源の豊かな原風景と産業環境の調和を図ります。
- 地域拠点の整備及び周辺地域からのアクセス向上により、地域全体の生活機能の向上を図ります。
- 農業生産基盤の整備を進め、農業の生産力拡大に努めます。

(3) 北西部地域

地域の現状

- 区域区分（線引き）を行っておらず、市街地、農地、工業地、住宅地などが混在した土地利用が見られます。
- 比較的平坦な地形を活かした農業を中心とした地域で、施設園芸等を主力に首都圏の生鮮野菜の供給地となっています。
- 北関東自動車道の開通により地域間交通が強化され、産業系及び住居系における開発需要が高まっています。

地域の整備方針

- 区域区分（線引き）の指定を行い、都市化の進展に対応した合理的な土地利用、良好な市街地の形成に努めます。
- 北関東自動車道インターチェンジを活かした産業・農業・観光拠点の形成を図ります。
- 八王子丘陵や岡登用水などの自然環境の保全を図るとともに、優良農地・遊休農地の保全・活用を図ります。

(4) 北東部地域

地域の現状

- 国道、主要地方道沿線に産業拠点の立地が見られます。
- 金山や八王子山系、渡良瀬川河川緑地などの豊かな自然環境と優良農地が介在しています。
- 北関東自動車道に新たにパーキングエリア及びスマートインターチェンジの整備が計画されており、周辺の自然環境に配慮した整備が課題となっています。

地域の整備方針

- 優良農地や自然環境の保全を図りながら、新たな工業団地を造成するなど産業業務拠点としての強化を進め、自然環境と産業拠点の調和を図ります。
- 八王子山系や菅塩沼、金山周辺の山林、渡良瀬川河川緑地などの豊かな自然を、将来に向けて良い状態で継承していきます。
- 既存のインターチェンジ周辺に加え、新たに整備が予定されている北関東自動車道パーキングエリア及びスマートインターチェンジ周辺の幹線道路網や生活基盤の整備により、新たな産業・農業・観光拠点の形成を図ります。

